

環境配慮評価項目の基準表

次の基本項目及び加点項目に係る数値等を以下の表に当てはめた場合の合計が70点以上であること。ただし、基本項目の合計が70点を超える場合は、加点項目の配点は算入しなくてもよい。

要素	区分	配点
(1) 令和5年度の1kWh当たりの調整後二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO ₂ /kWh)	0.000 以上 0.375 未満	70
	0.375 以上 0.400 未満	65
	0.400 以上 0.425 未満	60
	0.425 以上 0.450 未満	55
	0.450 以上 0.475 未満	50
	0.475 以上 0.500 未満	45
	0.500 以上 0.520 未満	40
(2) 令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
(3) 令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00%以上	20
	8.00%以上 15.00%未満	15
	3.00%以上 8.00%未満	10
	0%超 3.00%未満	5
	活用していない	0
加点項目		
(4) 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

各用語の定義

用語	定義
(1) 令和5年度の1kWh当たりの調整後二酸化炭素排出係数	環境大臣及び経済産業大臣によって電気事業者ごとに個別に公表された調整後排出係数をいう。
(2) 令和5年度の未利用エネルギー活用状況	令和5年度の未利用エネルギー活用状況とは、令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を令和5年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値をいう。 【算定方法】 令和5年度の未利用エネルギー活用状況（％） $= (\text{令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）} \div \text{令和5年度の供給電力量（需要端）}) \times 100$ 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（平成23年法律第108号）（以下「FIT法」という。）第2条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） ③ 高炉ガス又は副生ガス 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、次の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 1. 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 2. 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。
(3) 令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの（算定方式） $\text{令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況（％）} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ ① 令和5年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh）） ② 令和5年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電

	端(kWh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。) ③ グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギー の電力量 (kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ④ J-クレジット制度 により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑥ 令和5年度の供給電力量 (需要端(kWh)) 1. 再生可能エネルギー電気とは、FIT 法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2. 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量 (①+②+③+④+⑤) には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3. 令和5年度の供給電力量 (⑥) には他小売電気事業者への販売分は含まない。
--	---